

農業者の皆さんを応援します！



農業者の皆さんの生産活動を支援するため、さまざまな補助事業を行っています。
ご自身の経営形態に合わせて、ぜひご利用ください。

No.	事業名	補助内容など	補助金の額など	申問
1	おいしい十和田野菜の健康な土づくり事業	健康な土づくりによる市産野菜の品質向上、生産力強化のための土壌診断料の一部を補助します。	診断料（税抜き）の2分の1以内	農林畜産課 ☎0176-51-6741
2	新規認定農業者支援事業	新たに認定農業者※1となった農業者に対し、農業機械やパイプハウスなどの購入費などの一部を補助します。	経費（税抜き）の2分の1以内 上限50万円	
3	新規就農者農業機械等導入支援事業	認定新規就農者※2となった農業者に対し、農業機械やパイプハウスなどの購入費、農地賃借料の一部を補助します。	経費（税抜き）の2分の1以内 上限100万円	
4	新規就農者育成総合対策事業	原則50歳未満の独立・自営就農者に対し、就農直後の経営を確立するまでの期間の資金を補助します（最長3年間）。	年間最大150万円（家族経営協定を締結した夫婦は225万円）	
		原則50歳未満の独立・自営就農者に対し、就農後の経営発展に必要な機械・施設などの購入費用の一部を補助します。	経費（税抜き）の4分の3以内 上限375万円	
5	認定新規就農者支援事業	令和7年以降の認定新規就農者で、上記No.4の経営開始資金150万円が交付開始となった者に対し、上乗せして補助します（最長3年間）。	年間最大50万円（家族経営協定を締結した夫婦は75万円）	
6	農業経営収入保険加入促進事業	農業経営収入保険に係る1年分の保険料および付加保険料の一部を補助します（1農業者当たり1回限り）。	保険料などの2分の1以内 上限10万円	農林畜産課 ☎0176-51-6745
7	高齢者等肉用牛導入事業	60歳以上の牛飼養経験のある高齢者に対し、1世帯当たり1頭の繁殖雌牛を5年間（または3年間）無利子で貸し付けます。	貸し付け限度額60万円（税込み）	
8	小規模森林整備事業	森林経営計画などに含まれない市内の森林の再造林のために要する苗木の購入費を補助します。	お問い合わせください	
9	有害鳥獣捕獲従事者育成支援事業	鳥獣捕獲に必要な免許・許可を取得した50歳以下の人に対し、取得に要した費用や道具の購入費を補助します。	お問い合わせください	
10	鳥獣被害防止電気柵導入支援事業	農業者が事業を行う場所に設置する電気柵の購入費の一部を補助します。	経費（税抜き）の2分の1以内 上限10万円	農林畜産課 ☎0176-51-6736
11	農業用ドローンオペレーター育成支援事業	農業用ドローンのオペレーター資格取得に要する経費の一部を補助します。	資格取得に要する経費（講習代、テキスト代など）の2分の1以内 上限10万円	
12	スマート農業通信料支援事業	GPSガイダンスの補正情報利用料を補助します。	上限2.5万円	
13	農福連携実践支援事業	初めて農福連携に取り組む農業者に対し、福祉事業所へ依頼する農作業に係る経費の一部を補助します。	経費（税抜き）の2分の1以内 上限5万円	
14	環境保全型農業直接支払交付金	環境保全に効果の高い国際水準の有機農業を実施する農業者団体などを支援します。	お問い合わせください	
15	農地・農業用施設災害復旧事業	自然災害により農地や農業用施設が被災した場合、災害復旧事業の対象となる場合があります。対象となるかは現地確認などにより判断します。	お問い合わせください	

※1 認定農業者とは、農業経営の改善に向けて、所得目標や年間従事時間などの計画を立てて、市から認定を受けた農業者です。
※2 認定新規就農者とは、新規で農業を始めるに当たり、所得目標や年間従事時間などの計画を立てて、市から認定を受けた農業者です。